

さいたま市重度要介護高齢者紙おむつ等支援事業

紙おむつ



福祉用具専門相談員が対応します。

ご自宅

ご施設

市内全区に配達

- ・配達時間をご相談ください。
- ・給付対象外の方でも、**3,000円以上購入**でご自宅等へ無料配達致します。

本店のみ(緑区)

店舗受け取りOK

紙おむつのほか、福祉用具や介護用品等のご相談に対応。安心してご購入いただけます。
※福祉用具のレンタルも行っていきます。

● 高齢者紙おむつ等支援事業のご利用について

紙おむつ等支給利用券

【令和 7年 月分】

氏名
整理番号
注文期限
利用店
利用日 令和 年 月 日
居住区
利用額 円
※利用限度額 月6,000円

さいたま市では、常時おむつを使用している在宅の高齢者に対し、**1か月6,000円(税込)**を限度額とした利用券(年間最大12枚)を支給しています。
利用券は紙おむつ、尿とりパッド、おしりふき、使い捨て手袋と引き換えられます。
限度額を超える注文をした場合、超えた金額は利用者自己負担となります。

※ 詳しくは裏面をご確認ください。



※写真はイメージです。

紙おむつの注文・配達・商品についての問い合わせ

サン&グリーン薬局

電話:048-875-6360

FAX:048-875-0229

所在地:さいたま市緑区松木3-16-11

受付時間:月~金9:00~18:00 土9:00~17:00 (祝休日、年末年始を除く)



X (元Twitter)



ホームページ

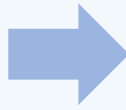


◆よくあるご相談

経験豊富な相談員が対応します。

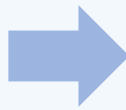


- ・使用枚数が増えてしまっている
- ・同じものしか使用したことがない



複数メーカーの
商品からお選びいただけます。

- ・歩いているとパッドがずれてしまう
- ・便でおむつ内がべちゃべちゃになってしまう
- ・夜のみ漏れて布団まで汚してしまう



用途に合った商品
をご提案致します。

◆対象者

市内に居住する65歳以上の在宅高齢者で下記の要件にすべて該当する方

1. さいたま市の介護保険の被保険者であること。
2. 介護保険制度における要介護・要支援認定で、要介護度が3、4、5のいずれかであること。
ただし、要介護3の場合、要介護認定における認定調査票にて、「排尿」又は「排便」の項目において、「介助」又は「見守り等」に該当する方。
3. 本人の介護保険の保険料率が第1段階から第5段階までであること。
4. 介護保険料を滞納していないこと。
5. 生活保護等の受給者ではないこと。
6. 介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）に入所していないこと。
7. 介護療養型医療施設に入院してないこと。
8. 病院又は診療所への入院が3か月を超えない事。

◆申請窓口・問い合わせ

詳しくはこちらをご覧ください



申請の相談や受付は、お住まいの区の区役所高齢介護課にて行っております。
各種変更や廃止（停止）等は窓口へお問い合わせください。対象外の方が給付を受けた場合は全額利用者負担となり、事由発生時に遡っての請求となります。

下記QRコードより専用カタログをご覧ください。



—取扱商品—

- ・サルバ
- ・ライフリー
- ・リリーフ
- ・アテント
- ・アクティ
- ・テンダー

※掲載外の商品もお取り扱いしています。



カタログ冊子をご希望の方は直接店舗へお問い合わせください。